

令和4年度空き店舗対策助成金募集要領

天童市内の中心商店街活性化を目的に、空き店舗に出店する事業者を応援し、地域経済の発展の一助とするため、天童商工会議所の予算の範囲内において1年間、経費の一部を助成します。

1. 募集の対象となる方、対象となる事業

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、天童市中心商店街（※1）等（※2）の空き店舗を活用して事業を開始する中小企業者。（※3）

※1 天童市中心商店街・・・グリーンモールてんどう商店街、天童中央商店街、ニューてんどう商店街、北本町商店街、王将通り商店街

※2 天童市中心商店街等・・・くのもと商店会、温泉商店会

※3 中小事業者とは・・・別表1を参照

- ①出店が確実であり、事業内容の熟度が高く計画内容通り持続的な発展が見込まれること
- ②市場や消費者ニーズをとらえたビジネスプランであり、需要や将来的な雇用の創出を期待できる事業であること
- ③フランチャイズチェーン店加盟者でないこと
- ④出店する事業が、農林漁業、NPO、風俗営業等などに加えて別表2および別表3の業種に該当していないこと
- ⑤出店後、天童商工会議所および出店する地区の商店街へすみやかに入会すること
- ⑥出店する地区の商店街の活動やイベントに積極的に協力すること
- ⑦国・県・市町村等の同様の補助金・助成金の採択者でないこと
- ⑧次の欠格事項に該当しておらず、出店する業種が関係法令または公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること
 - i 国税または地方税の滞納があるもの（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く）
 - ii 金融機関等からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠りまたは滞っているもの（ただし、金融機関等が認めた返済計画を立てているものを除く）
 - iii 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
 - iv その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

2. 助成金の額と期間

当所予算の範囲内において年間最高100万円、助成期間は1年間

(令和5年3月31日までに开店し、決定後又は开店してから1年間)

※事業の内容、助成金の申請金額及び採択者数によって採択金額は変更します。本事業全体で最高金額は100万円までです。

※無断で申請当初の事業計画から大きく事業形態等の変更があった場合や、やむを得ない場合を除き、助成開始後2年未満で閉店または移転する場合には助成金を全額返金していただきます。

3. 助成対象となる経費

空き店舗へ开店にあたり、次の経費の全額が採択金額を上限に助成の対象となります。

- ① 使用目的が事業継続ありと明確に特定できる経費（改装費用等初期費用は該当なりません。）
- ② 助成期限内の支払の経費（助成期間を参照ください。）
- ③ 領収書等、証拠書類によって内容等が確認できるもの。
(その他、経費によっては他に資料が必要となるものもあります。)
- ④ 本助成事業として採択された場合、助成金の交付決定日以前に支出した経費は対象となりません。また、支払日が対象期間内のものになりますのでご注意ください。

(科目ごとの内容、支払い例、留意点) 添付資料：請求書、領収書以外に別途書類が必要なもの

経費区分	内 容
店舗の 水道光熱費	水道代、電気代、ガス代、灯油代
通信費等	固定電話代、インターネット通信費、顧客の為の有料放送経費 「対象外」・・・携帯電話関連一切
店舗等借入費	店舗・事務所・顧客のための駐車場の賃借料・共益費、その他店舗等借入・運営に必要な経費、店舗維持のための除雪費用 「添付」・・・賃貸契約書 「対象外」・・・敷金・礼金・仲介手数料、経営者・従業員の通勤用駐車場 「対象外」・・・自己所有の自宅または、賃貸している自宅の一部を事務所や店舗として使用する場合

- ・ 支払の際の振込手数料は対象外です。なお、支払先によっては振込手数料差引での支払可の場合もありますが、その際、差し引いた額が対象経費となります。
- ・ 初期費用は対象外です。(ランニングコストのみ)
- ・ 公共料金の督促手数料等、本体・対価以外の部分は対象外です。

4. 募集期間

令和4年10月3日（月）～令和4年11月30日（水）17時必着

※受付時間（持参の際）は、平日9：00～17：00内（12：00～13：00休憩時間除く）となります。募集の最終日は、17：00時点を最終提出期限とします。

※計画書作成に関する相談は随時受け付けていますので、申請をお考えの方はできるだけ早めにご相談ください。

※本要項に記載のない事項については、随時判断しますのでお問い合わせ下さい。

※申請の際は、職員との「複数回の相談・指導」が必須となります。

スケジュール

- | | |
|--------|---|
| ①募集期間 | 令和4年10月3日（月）～令和4年11月30日（水） |
| ②二次審査会 | 令和4年12月中 |
| ③決定通知 | 令和5年1月上旬 |
| ④助成期間 | 交付決定月の翌月または出店してから1年間 |
| ⑤中間報告 | 事業開始後6ヶ月分を6ヶ月経過後1ヶ月以内 |
| ⑥事業報告 | 事業開始後1年分を1年経過後、1ヶ月以内
(不適切な支出や助成対象金額が採択金額に満たない場合は差額を返金していただきます) |

5. 提出書類（チェックシートにより確認ください）

* 提出書類はWindows版Word、Excelファイルとなっております。天童商工会議所のホームページよりダウンロードし、ファイルに入力の上印刷して提出ください。

- ①助成金申請書（様式1）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③誓約書（別紙2）
- ④事業を行うにあたり必要となる許認可証の写し
- ⑤開業届の写し（個人事業主の場合）
- ⑥履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）（※3ヶ月以内の発行日のもの）
- ⑦令和3年分の「市県民税（所得）証明書」
- ⑧令和3年分の「市県民税納税証明書」（「無」「0」の証明の場合もあります）
- ⑨令和3年分の申告所得税及び復興特別所得税の「納税証明書」（その1納税額等証明用）、「無」「0」の証明の場合もあります）
- ⑩住民票謄本（抄本も可）
- ⑪店舗等の賃貸契約書の写し
- ⑫事業を行う場所の地図、パンフレット、店舗画像等、参考資料
- ⑬事業承継加点を受ける際の確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ⑭その他商工会議所会頭が必要と認める書類

6. 審査方法

- 一次審査・・・申請書類による書類審査
- 二次審査・・・申請者から審査委員（複数名）へのプレゼンテーション審査

※二次審査は当所にて開催を予定しており、一次審査通過者へ改めて通知いたします。

※二次審査は申請者1名のみ、他の方の同席はできません。出席できない場合は審査の対象から除外となります。

※審査会当日の追加資料は認めておりません。

※代表者が満60歳以上の事業者の場合、後継者候補も一緒に事業を実施する事業者には、審査の際に加点します。また、後継者候補の実在資料確認の添付が必要となります。（例：免許証、保険証など）

7. 個人情報の使用目的について

本事業に提供いただいた個人情報は、審査会を含む本事業の遂行や、当所の会議等の資料として使用します。また、当所の会報等に掲載をお願いする場合がございますのでご協力下さい。

8. 交付決定後（助成金支払）について

- ①審査結果については、令和5年1月上旬頃に書面にて通知します。
- ②助成金の支払は2ヶ月ごとの概算払い（先払い）となります。但し最終月については事業報告書提出後の精算払い（後払い）となります。
助成開始6ヶ月後に中間報告書を1ヶ月以内に、助成終了後1ヶ月以内に事業報告書と領収書や請求書等の写しの提出が必要となります。（事業経過の把握のため、半年ごとに収支の報告をしていただきます。）内容を精査し、不適切な支出があった場合や採択金額に満たない場合は返金をさせていただきます。
- ③やむを得ない場合を除き、無断で、助成後2年未満で閉店または移転する場合は全額返金させていただきます。
- ④原則は計画書の通り営業を行っていただくことを前提として助成金を支払いますが、やむを得ず大きな計画変更（業種の変更等）となる場合は事前にご相談ください。
- ⑤助成金は、経理上、交付を受けた事業年度における「収益」として計上することになりますので法人税等の課税対象となります。（法人は営業外収益、個人事業は売上収入の雑収入に計上）

9. お問い合わせ、書類提出、相談窓口

天童商工会議所中小企業相談所（TEL 023-654-3511）

〒994-0013 天童市老野森1-3-28

別表1 中小企業者の定義（資本金等と従業員の数いずれかをみだす事業者）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

別表2

平成25年10月改訂「日本標準産業分類」における、産業大分類のS公務及びT分類不能の産業を除く全ての業種とする。ただし、次に掲げる産業大分類においては、中分類のうち右欄に掲げる小分類を除外する。

大分類		中分類		小分類	
A	農業、林業		全業種		
B	漁業		全業種		
Q	複合サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）		全業種
R	サービス業（他に分類されないもの）	93	政治・経済・文化団体		全業種
		94	宗教		全業種
		95	その他のサービス業		全業種
		96	外国公務		全業種

別表3（警視庁ホームページより一部抜粋）

[【https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/fuzoku/gyoshu_ichiran.html】](https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/fuzoku/gyoshu_ichiran.html)

業種別			定義	
風俗 営業	接待飲食等営業	1号 営業	料理店、社交飲食店	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業
		2号 営業	低照度飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業を除く。）
		3号 営業	区画席飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
	遊技場営業	4号 営業	マーじゃん店・パチンコ店等	まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
		5号 営業	ゲームセンター等	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号営業に該当する営業を除く。）
特定遊興飲食店営業			ナイトクラブ等	ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食させる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日午前零時前の時間において営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）
深夜酒類提供飲食店営業			バー、酒場等	バー、酒場等、深夜（午前0時から午前6時）において、設備を設けて客に酒類を提供して営む飲食店営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）